

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	美容所の使用前の検査
②	法令名	美容師法
③	法令番号	昭和32年法律第163号
④	根拠条項	第12条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	(美容所の使用) 第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。
⑦	審査基準	美容師法第11条、第12条、第13条 美容師法施行規則第19条、第26条、第27条 美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第4条 美容師法施行細則第3条、第6条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	